

愛媛県ミニバスケットボール連盟
登録チーム 指導者・保護者各位

愛媛県バスケットボール協会
会 長 白石 東洋雄
愛媛県ミニバスケットボール連盟
会 長 芝 毅

暴力行為の根絶に向けて（連絡）

陽春の候、指導者の皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
日ごろより本協会、本連盟の趣旨に御賛同いただき、格別の御協力、御支援を賜り心より感謝申し上げます。

さて、本連盟におきましても、「友情、ほほえみ、フェアプレイ」の精神を大切に、ミニバスケットボールの普及発展を進めております。しかし、現在も指導者による暴力行為（言葉を含む）が絶えず、心を痛めている現状があります。このことにつきまして、日本ミニバスケットボール連盟より通知された「暴力行為の根絶に向けて」を配布して、呼び掛けを行ってまいりました。また、チーム関係者が集まる機会や指導者講習会等を通じて、指導者の資質向上を図ることに努めております。

平成 21 年 1 月に開催した「愛媛県ミニバスケットボール連盟常任理事会」にて、児童の人権擁護や褒めて育てる観点から、暴力行為に関する罰則規程を規約に設けることが提案されました。そして、同年 2 月に開催した「愛媛県ミニバスケットボール連盟理事会」にて、「賞罰に関する事項」を新設した改正規約が承認されました。

つきましては、「愛媛県ミニバスケットボール連盟規約」を一部改正いたしましたので、下記のとおり、留意事項を添えて改正部分をお知らせいたします。（規約は Web ページ上でも公開しております。）

今後とも、本連盟は、児童一人一人がのびのびと楽しくプレイできる環境づくりを進めながら、ミニバスケットボールの健全な普及発展及び技術の向上、指導者の資質の向上を図ってまいります。よろしく願いいたします。

なお、本連盟より送付・配布した文書につきまして、「見ていない」「知らない」というお声を耳にします。今回、指導者及び保護者お一人お一人に周知徹底し、愛媛県のミニバスケットボールから暴力行為が根絶されるように努めてまいります。御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1 規約の改正部分

第 9 章 賞 罰	
第 2 4 条	本連盟の目的に沿って功績のあった者を表彰する。
2	表彰は、表彰状の授与及び記念品の贈呈を以て行う。
第 2 5 条	本連盟及び日本ミニバスケットボール連盟の規約・規程または通達に反する行為のあった登録チーム及び関係者を懲戒する。
2	懲戒の種類は以下の三つとし、その軽重にしたがって行う。
(1)	嚴重注意処分 始末書を取り、将来を戒める。
(2)	出場停止処分 本連盟の主催する大会及び地区予選会への出場停止（180 日以上）
(3)	除名処分 本連盟からの永久除名処分とする。

2 留意事項

指導者本人が暴力行為と認めなくても、「たたく」「ける」「ものを投げつける」等の行為そのものが暴力行為である。言葉の暴力を含む。（指導者の独りよがりの指導論は認めない。）	
暴力行為は、公式戦のベンチ内のことだけにかかわらず、日々の練習、練習試合、対外試合等、ミニバスケットボールを行っているすべての場面を対象とする。	
暴力行為に対して嚴重注意をしたにもかかわらず、保護者等チーム関係者が黙認し、度重なって行われた場合は、チームの登録を抹消することがある。（暴力行為は、保護者の同意があっても認めない。）	